

スピノザの国家論について

本 田 裕 志

古代ギリシアのプラトン以来、国家に関する諸問題を軸とした政治的・社会的な関心は、しばしば大哲学者の思索の主要な原動力となってきたように思われるが、近代の哲学者のうちにこの種の人物の例を見出そうとすると、忘れてならないのはスピノザの名であろう。彼の国家論・政治哲学はきわめて顕著な特色に富み、しかもその主要な論点の多くは、現代世界において、諸国家が政治運営の基本的指針として遵奉しながら、いまだ現実にはきわめて不十分しか実現しえていないところの諸理念に一致している。哲学の諸問題の中でもとりわけ困難な問題を孕んだこの分野において、スピノザは、今なお仰がれ学ばれるべき先覚者たるを失わないのである。本稿は、スピノザの国家論の主要な特色を概観しつつ、その現代的な、否、今日でも依然として将来的な意義を、明らかにしようとするものである。

—

政治と国家の問題について本格的な思索を展開した哲学者たちの中にあって、スピノザほど、その政治論・国家論を哲学上・形而上学上の所説から厳密な必然性をもって導出した者はない、と言ってよいだろう。この導出は、「自然法 (lex naturae)」および「自然権 (Jus naturae)」の概念を媒介としてなされている。

スピノザ哲学の最も究極的な根本原理は、周知のように『エチカ (Ethica)』の第一部に示されている。それは、はなはだ要約的な述べ方をすれば、次のように言い表わされるであろう。すなわち、自己原因 (causa sui)——言い換えれば、他のものによっては産出されることなく、むしろ存在することをその本質とするもの——であって、各々が永遠・無限の本質を表現する無数の諸属性

(attributa) から成る、永遠・無限かつ不可分な実体 (substantia) が、必然的にただ一つだけ存在する、と。さて、この唯一にして永遠・無限・不可分な実体こそは、彼が「神 (Deus)」と呼ぶところのものである。しかしそれは同時に、存在するものの総体としてのこの宇宙、すなわち「自然 (Natura)」でもあるのでなければならない。言いかえれば「神即自然 (Deus sive Natura)」でなければならない。なぜなら、それは存在しうる唯一の実体——それ自身において存在し、それ自身によって考えられる唯一のもの——であって、他の一切のものは、この実体においてのみ存在し、この実体によってのみ考えられるところの、この実体の諸変状 (affectiones) ないし諸様態 (modi) 以外のものではありえないからである¹⁾。

さて、神は他の何物の強制も受けることなく、ただ自己の本性の諸法則のみに従って活動し、この神の本性の必然性から、無限に多くのものの一切が生じ、一定の仕方 で存在し活動するように決定される。それゆえ神は一切のものの自由な原因 (causa libera) であり、創造者であると言ってよい。しかしながらこの「一切のもの」は、上述のように、それ自身自然そのものである神の内においてのみ存在する。それゆえ、神即自然は自己を創造するとともに自己によって創造され、自己を創造するものとしては「能産的自然 (Natura Naturans)」、自己によって創造されるものとしては「所産的自然 (Natura Naturata)」と呼ばれる²⁾。

ところで、神即自然が自己の本性の法則のみに従って活動し、この神即自然の本性の必然性から一切のものが存在・活動へと決定される、という上述のことは、あるきわめて重大な含意を有している。それは第一に、自然のうちに存在する一切の事物は、他の何者にも強制されない神の永遠なる力の自由な決定によって、必然的に存在し、活動するのであって、現にあるのとは異なった仕方や秩序において存在し、活動することは決してできなかったということ³⁾、そして第二に、神の永遠な力による自由な決定としての——言いかえれば、神の存在し活動する力の表現としての——諸事物のこの秩序は、普遍的な自然法則 (leges naturae universales) そのものに他ならない、ということである⁴⁾。さらに、ここに言う「自然のうちに在る諸事物」とは、人間をもその内に含むも

のである、という点が強調されねばならない。「人間が自然の一部でないということはありえない」(『エチカ』第四部定理4)のであり、自然の一部である限り、人間もまた全自然の共通な秩序・法則に従わねばならない。人間が自己の存在に固執しようとして衝動 (appetitus) や欲望 (cupiditas) の囚となり、他のものから働きを受けて情念 (passio) や感情 (affectus) に屈従するのは、まさにそのゆえである⁵⁾。言いかえれば、人間が理性の命ずるところに反して、衝動・欲望・情念・感情に関する諸法則たる自己の本性の諸法則——『エチカ』の第三部・第四部において諸定理として示された諸法則であり、その中には、嫉妬心や復讐心に駆られやすいこと、他人を自己の意向に従わせようと欲すること、目先の断片的欲望にとらわれて長期的・全体的利益を顧みないこと、等が含まれる⁶⁾——に従って活動・行為するとき、彼のこの活動・行為は全く、これらの諸法則をその一部とする普遍的自然法則に従って、ということとはつまり、神の永遠な力による自由な決定に従って、なされているのである⁷⁾。

ここから、人間にとっての自然法とは普遍的自然法則に他ならないこと、それは誰も欲しないこと・できないこと以外の何事をも禁じないこと、かくて各人は、他の一切の自然物と同様、彼がなしうるのに相当するだけの自然権を有すること——言いかえれば、各人の自然権は彼の力の及ぶところまで及び、自然状態 (status naturalis) にあってはいかなる罪も不・不正の別も存しない、ということ——等が帰結する。各人は、自然から決定されている通りに、つまり自己の本性の諸法則に従って、彼がなそうと欲する、もしくはそれをなすのが自己にとって有益と判断する一切のことを、彼の力をもって可能な限り行なうとき、全く彼の自然権にかなって行動しており、しかもそれは、各人の賢愚を問わず、言いかえれば、各人の行動を導くものが理性であるか、それとも盲目的な衝動・欲望・情念・感情等であるかにかかわりなく、そうなのである。というのは、上述のように、人間が衝動・欲望・情念・感情等に屈従することは、全く人間の本性の諸法則に根ざしており、しかも人間が理性の諸法則により、むしろかかる自己の本性の諸法則に従って生きるということは、他ならぬ自然の秩序、言いかえれば神の決定に由来するからである⁸⁾。

しかるに、スピノザによれば、人間の行動・生活・感情等について研究した

哲学者たちは、人間が他の自然物から全く独立的に、普遍的自然法則に従わず、ただ理性の諸法則のみに従って生きうる超自然的・精神的存在として、神によって創造されたもの——自然の中にあつていわば「帝国の中の帝国 (imperium in imperio)」の如きもの——であると考えた。それゆえ彼らは、衝動・欲望・情念・感情等を人間本性の欠陥とみなし、これらに駆られて理性の諸法則に反した生活・行動に走る人間を、神の定めた秩序を乱す者として嫌忌し、軽蔑し、嘲笑するのを事としてきた。しかしながら、人間はいかなる動機に基づいていかなることをなそうとも、そのあるとおりの現実の姿において、全く神即自然の導きの下にあり、自然法・自然権にかなって行動している、という認識に立つスピノザにとっては、かかる哲学者たちの考えは全くの迷妄という他はない⁹⁾。かくてスピノザは、国家論・政治哲学の構築にあたり、従来の哲学者たちの、理念的・非現実的人間像に囚われた高踏的思考法の踏襲を明確に拒否し、彼自身の哲学・形而上学説に基づく独自の人間観を、その土台に据えるのである。

二

自然法および人間の自然権・自然状態に関して上述のような認識を示したスピノザは、しかしながら、他方において、各人が自然状態の下で、自然権を完全に自己に保持したままで生きることが、各人にとって有益であるよりも不利益であること、否、実際問題としては不可能でさえあることを主張する。それゆえ彼によれば、各人が自己の自然権の部分的制限を甘受しつつも、国家 (Civitas; imperium) を形成してその中で生活することは、人間にとって有益かつ必然的である。すなわち、人間は国家なくしては生活することができず、本性上「国家状態 (status civilis)」を要求する¹⁰⁾。その理由は、おおむね次のようなものである。

(i)スピノザによれば、およそいかなるものでも、可能な限り自己の存在に固執し、これを保持しようと努力することは、ものの現実的本質に他ならない。そしてこのことは、既に述べたように、自然のうちなる諸事物の一つとしての人間にも、等しく妥当する。それゆえ、人間が自己の精神・身体が存在に固執し、その活動能力を増大させるべく常に努力するということは、人間本性の最

高の法則であり、かかる努力こそは、人間の徳と幸福の唯一・最高の基礎に他ならない¹¹⁾。ところで、この自己保存・自己の活動能力増大の努力は、人間が理性（Ratio）の導きに従って行動するとき、最も有効となる。なぜなら、「理性は自然に反する何事をも要求しないので、各人が自己を愛し、真に有益な自己の有用物を求め、人間をより大いなる完全性へと真に導くすべてのものを欲求すること、端的に言えば、各人が自己に関する限り自己の存在を保持しようと努力することを、要求する」（『エチカ』第四部定理 18 の備考）から、言いかえれば、人間は理性に従うことによって、自然の正しい認識、すなわち普遍的自然法則およびその一環としての自己の本性の諸法則についての真なる認識を得、その結果、かかる諸法則に盲目的・受動的に従うのではなく、むしろこれを自己の保存と活動のために、自覚的・能動的に用いることができるからである。かくて人間は、理性を正しく用い、その導きに従って生活し、行動するとき、最も多く自己自身の権利の下にあり、最も有徳かつ幸福であり、最も自由である¹²⁾。

しかしながら、既に前節で触れたように、人間はかかる理性の導きによりも、むしろ衝動・欲望・情念・感情等——理性と異なり、身体の一部にのみかかる利益や眼前の一時的な利益を追って、全体としての自己の、将来にわたっての利益を顧みない傾向がある¹³⁾——に従うものであり、しかもそれは本性上、すなわち神即自然の決定により、それゆえ自然権にかなって、そうなのである。したがって各人は、直截にその自然権によって行動する間、理性の導きを得て最高の利益・幸福・徳・自由——自己の存在を保持し活動する最高の能力に——達することができず、各人の自然権は實際上、かえって小さなものとなる。かくて各人の最高の幸福・徳・自由のためには、各人が自然権の直接的行使を留保し、衝動・欲望・情念・感情にではなく理性の導きに従うことが、要求される。しかしかかることは、各人の力をはるかに凌駕する外的な力による支配を通じて、各人の放恣な衝動・欲望・情念・感情等を抑制・緩和することなしには、不可能であろう。この力を行使するものが、すなわち国家である。要するに国家とは、人間を理性に従って生活・行動せしめ、かくして人間に真の自由と幸福をもたらすための一種の強制手段として、人間にとって不可欠なので

ある¹⁴⁾。

(ii)既述のように、各人は自己の存在を保持するために、普遍的自然法則の上から可能な一切のことをなす自然権を有する、とスピノザは主張した。しかしながら、自己の存在に固執し、これを保持する人間の能力は限られており、外的な諸原因の力によって無限に凌駕されているので、各人の自然権は、各人が相互の協力によって力を結合することなしに、単独で存在している場合には、きわめて限られたものにすぎない。のみならず、繰り返し言うように、人間は本性上理性よりも衝動・欲望・情念・感情等に動かされ、他人を自己の意向どおりに生活させようとしたり、嫉妬に駆られて他人によるものの専有を妨げようとしたりする傾向を有するので、自然状態の下では互いに対立的であり、互いに他人の活動を妨害する結果、一層自然権を減じ、いわば他人の権利の下におかれる。しかも各人は、すべての他人からのかかる妨害・圧迫に対して、単独で自己を防衛することはできない。以上の点から、人間の自然権は、自然状態の下で、単に各人限りのものとして各人の個別的な能力によって規定されている間は、實際上ほとんど無に等しい、ということが帰結する¹⁵⁾。

これに対して、人間は理性の導きに従って生活するとき、本性上常に必然的に一致し、互いに一体に結合して力を合わせることができる。そしてこの場合、人間は各々が単独で存在する場合よりも強い活動力を持ち、単独ではなしえない多くのことをなしうるので、皆が實際上より大きな自然権を持つことになる。具体的に言えば、自己自身と土地その他の生活手段とを守り、分業・協働を通じて手間を省きつつ、外的事物の中から諸々の生活必需品を調達・利用し、また外部からのさまざまな脅威や危険を回避することによって、共通の不幸や恐怖を除去し、生活の快適・安全と平和を確保し、さらには自己の精神を涵養するための、より大きな能力を得るのである¹⁶⁾。それゆえ、理性に導かれる人間以上に人間にとって有益なものはなく、理性に従う人間同士の和合的結合に基づく共同的・社会的な生活は、人間に最大の利益と幸福をもたらす¹⁷⁾。しかるに、この「人間が理性に従う」ということを可能にするためには、(i)において述べたように、国家の存在が不可欠なのである。

三

しかしながら、既に再三言及したように、各人がその衝動・欲望・情念・感情に従って心のままに生活・行動することは、全く彼の自然権にかなっているのであるから、人々が理性の導きに従いつつ和合的に生活するために、国家の強制の下、衝動・欲望・情念・感情への無制限な追従をやめるように強いられるということは、ただちに各人の自然権の部分的な制限・委譲ないし放棄を意味せざるをえない。言いかえれば、国家状態において各人は、自然状態における場合とは違って、自己自身の裁判官として自己の意向どおりに生活し、自己の欲するあらゆることをなしてよい、というわけにはゆかず、何をなすべきであり何をなすべきでないかについての決定を国家の共同的意志に委ね、国家の命ずるところに従って一定の行為の遂行および断念を——たとえそれが自己の意志に反し、もしくは自己にとってきわめて不適切と思われようとも——義務づけられ、かくて自己の権利の下にでなく国家の権利の下におかれるのである。国家のかかる権利がすなわち統治権（Imperium）である¹⁸⁾。

それでは、人間をその自然権——神即自然の決定になる普遍的自然法則の一環としての、人間の本性の諸法則に根ざした権利——に反して生活・行動させるかかる権利は、そもそもいかにして可能なのであろうか。また、この権利を最もよく保持しかつ行使するためには、国家はどのように建てられるべきであろうか。

(i)上の第一の問いに対する答えは、本稿の第一節において明らかにされたスピノザの人間に対する認識から明瞭に帰結する。すなわち、人間は自然の内なる他の一切の事物と同様、自然の一部として、常に必ず普遍的自然法則、およびその一環としての自己の本性の諸法則に従わねばならず、これに反して生活し行動することは不可能なのであるから、衝動・欲望・情念・感情等を抑制・緩和し、各人を理性の導きに従わせることもまた、人間の本性そのものから導き出される方策、すなわち衝動・欲望・情念・感情に関する諸法則そのものを逆に利用するという方策によって以外は、不可能であるということが明らかである¹⁹⁾。

さて、ここに言うところの「衝動・欲望・情念・感情に関する諸法則」とは、

既述のように、『エチカ』第三部・第四部の諸定理に他ならないが、その中でも、スピノザが国家および統治権の根拠として最も重視しているのは、「感情は、それと反対のより強い感情によって抑制されてでなければ、抑制も除去もされえない」（第四部定理 7）および「ある人を憎む人は、それによって自分自身により大きな害悪が生ずることを恐れないならば、その人に害悪を加えようと努めるだろう」（第三部定理 39）の二つである。この二つの法則から、本性上感情に従属して理性に従わず、互いに敵対し加害し合う傾向のある人間を、他ならぬその本性に基づきつつ理性の導きに従わせ、互いに和合的に生活せしめるための方策が導出される。それは、より大きな利益への希望、もしくはより大きな害悪への恐怖という、より強力な感情によって、彼らの当面の感情・情念を抑制・緩和することである。それゆえ国家は、その統治権を有効なものとし、国家としての基礎を固めるために、国民が自己の放恣な感情や衝動よりも国家の命令や法律に従うことによってより大きな利益への希望を抱き、前者に背くよりも後者に背くことによってより大きな害悪への恐怖を抱くことになるように、法律・制度を取り決めねばならない。かくてスピノザは、刑罰による威嚇と恐怖を国家にとって不可欠のものとみなし、「民衆は、もし彼らが恐れるということがなければ、恐しいものである」（『エチカ』第四部定理 54 の備考）と説くのである²⁰⁾。

しかしもちろん、これはあくまで一つの例であって、人間を理性への服従と相互の和合へと駆るために用いられうる感情は決して希望と恐怖だけではなく、それゆえ国家・統治権の根拠として機能しうる法則も、上の二つのみには限られないであろう。むしろ、『エチカ』の内に示された人間の衝動・欲望・情念および感情に関する諸定理の全体から、国民を人間の本性に基づいて統治し、国家の命令に服従させることを可能にするさまざまな方策が導出されうると見るべきであろう。そして統治権の力は、まさにかかる方策のうちに存するのであって、人間の諸々の衝動・欲望・情念・感情とそれらに関する諸法則のより多くが、より巧みに国民の国家への服従のために用いられるにつれて、一層大きなものとなる。言いかえれば、統治権とは畢竟、国家全体の持つ自然権であり、国家がその自然的実力をもってなしうるだけの範囲のことに及ぶのである²¹⁾。

ここで、上述の点からのある重要な帰結に言及しなければならない。それは、統治権は無制限にいかなることでも命じうるわけでは決してなく、一定の限界を有するということ、それゆえにまた、人間の自然権は国家状態の下でも全面的に委譲もしくは放棄されることはなく、むしろそのかなりの部分が保持される、ということである。なぜなら、普遍的自然法則および人間本性の必然的法則は、それなしにはそもそも国家が国家として、統治権が統治権として存立しえないところの根底をなすものであるゆえ、国家はこれに反するような不条理な命令や義務を国民に押しつけ、かくて国民に、その人間としての立場や本性を失わしめるほどにまで自然権の放棄を強いることはできないからである。具体的に言えば、いかに力ある者も机に草を食わせることを自己の権利として持つわけにはゆかないのと同様、国家もまた国民に対し、思考力・判断力を放棄することや自然な感情に捉われないようにすること——例えば、全体が部分より大きくないと信ずること、現にあるものをないと考えること、自己自身に苦痛や害悪を進んで招くこと、恩人を憎み加害者を受すること、侮辱に怒らず恐怖からの解放を願わないこと、嘲笑もしくは嫌悪すべきものを尊敬の念をもって見ること、死を避けないこと、等々——などのように、報酬・威嚇その他の方策を通じて人々の感情に働きかけることによって人々をそれへと動かすことの不可能なことどもを、命じる権利は決して持たないのである²²⁾。仮にも国家が人間本性の諸法則を無視してこの種のことを命じたり、あるいはその権力を濫用して国民の虐殺・財産の略奪・婦女の誘惑等の蛮行を行なったりするならば、国家に対する国民の畏敬・愛着は失われ、逆に輕蔑・憎悪・憤激が湧き起り、その結果大多数の国民が一致して国家に敵対するに至ることは必定であろう。このような場合、国家はまさに自らその統治権を弱体化し、自己自身の破滅の因を作り出していると言わねばならない。スピノザによれば、国家はそれ自身他のいかなる権力・權威の下にもないので、自然状態における人間と同様、自己のなしうるいかなることも禁じられておらず、自己の存在を保持するということをその本性の最高法則としているが、かかるものとしての国家が不正・不法を働くと言われうる場合があるとすれば、それは上述のようにして統治権の自然的限界を超脱し、自己自身に対して不利益・害悪・破滅を招く場合

に他ならないのである²³⁾。

(ii)次に、上掲の第二の問い、すなわち「国家はその統治権を最もよく保持・行使するためには、どのように建てられるべきか」という問いに答えねばならない。しかしその答えは、第一の問いへの答えから既に明らかであろう。国家は、あるがままの現実の人間に共通の必然的な本性もしくは状態、就中、人間が理性よりもそれに従って行動し生活するところの諸々の衝動・欲望・情念・感情——自己保存の欲望や希望・恐怖の感情など——の諸性質や、それらに関する諸法則の、正しくかつ十分な認識と理解に基づいて、かかる諸性質・諸法則の上から、国民が必然的に理性の導きになかった和合的な生活を送り、かくて国民生活の平和と安全が保たれるような具合に、諸法律や諸制度が定められてある、というように建てられねばならないのである²⁴⁾。

この答えは、一見したところ、スピノザがその著作中でたびたび主張していることに矛盾するように思われるかもしれない。それはすなわち、理性に基づき導かれる国家は最も有力で最も自己の権利の下にあり、逆に理性に反して行動する国家は自己に背き罪を犯す、ということである²⁵⁾。しかしながら、ここには実際いかなる矛盾も存在しない。なぜなら、この主張の意味するところは、国家は人間本性の諸法則を理性の導きによって正しく認識・理解し、利用すべきであって、それに反する不条理な命令を国民に下すべきでないということ、かくして国家は国民をして理性の指導になかった——それゆえ彼ら自身にとって真に最も有益な——生活・行動をなさしめるべきである、ということ以外の何事でもないからである。もしも上述の主張を、衝動・欲望・情念・感情その他の人間の本性的・有限的諸性質を一切顧慮することなく、ただ理性が端的かつ絶対的に「かくなすべし」と命ずるところの理念的な掟のみに従って国家を建てよ、という意味に解するとすれば、それはスピノザの精神に対する甚しい誤解と言わなければならない。なぜなら、この種の国家論こそは、スピノザの最も強硬な論難の対象となっている当のもののだからである。彼によれば、かかる国家論は、まさに本稿第一節の末尾において言及したところの迷妄、すなわち衝動・欲望・情念・感情等を人間本性の欠陥とみなし、これらに駆られて行動する現実の人間を嫌忌・軽蔑・呪詛・嘲笑の対象とし、理性の掟のみに従い

常に必ず信義ある行動をとる人間という、どこにも実在しない理想的な——否むしろ空想的な——人間を、真に人間の名に値する唯一の人間として賞揚するという迷妄からの、必然的な帰結である。かかる迷妄に囚われた多くの哲学者たち——スピノザの念頭には就中プラトンがあったであろう——は、上述の如き空想的人間を国民もしくは為政者として想定せねばならないような類いの国家を、真に望ましい、あるべき国家として構想することによって、原理上実現不可能なキマイラの国家論を捏造したのであり、その結果、哲学者ほど国家を治めるのに不向きな者はない、という——プラトンの主張とは皮肉にも正反対の——評価を受けるに至ったのである²⁶⁾。真に善き国家の構想に至る道は、決してかかるものではありえない。善き国家はただ、衝動・欲望・情念・感情のいかなるものも人間の欠陥として笑ったり、嘆いたり、呪ったりすることなく、それらを人間本性に属する必然的なものとして冷静に、かつ客観的に認識することに努め、この認識に基づいて、国民が理性によって導かれようと感情によって導かれようと、相互に和合しつつ理性の法則になかった行為・生活をなさざるをえないように、また為政者が理性によって導かれようと感情によって導かれようと、背信的であったり、公共の利益に反するよこしまな行動をとったりすることができないように、諸事万端を整えることに専心する者によってのみ、考え出されうるのである²⁷⁾。

四

スピノザの国家論思想の主要な特色は、以上でおおむね明らかになったと思われる。ところで、今もし仮に、この国家論をその最も基本的な性格によって簡明に形容せよ、と求められたとすれば、われわれはどのように言うべきであろうか。蓋し、それは「ユートピア主義」と「マキアヴェリズム」のいずれにも偏することなく、両者の長所を兼ね備えた国家論である、と言うべきであろう。

この点について今少し詳述しよう。ここで「ユートピア主義」と呼ぶのは、大まかに言えば、人間の純粋に善き生き方とはいかなるものか、真に理想的な人間とはいかなる人間か、という問題意識を軸として、そこからただちに「国

家のあるべき姿」を導出する立場のことである。かかる立場は、「人間の善き生活」という理想を掲げることによって国家というものの存在意義を倫理的に基礎づけることに成功してはいるものの、現実のあるがままの人間が決して免れることのできない本性的・有限的諸性質を無視もしくは捨象したままで議論を進める傾向が強いために、現実には適用不可能な国家論に陥りがちであるという欠点を持っている。これに対して、ここに言うところの「マキアヴェリズム」とは、人間の持つさまざまな諸性質——一般に「悪しきもの」「好ましからざるもの」とされる諸性質を含む——の冷徹な考察に基づき、国家の維持・運営のための権謀術数の必要性を強調する立場、の謂である。この立場は、あくまで人間とその社会の現実に立脚した実現可能な国家論を立てるという点では「ユートピア主義」にまさっているが、反面、国家および統治権の維持それ自体が自己目的化し、「そもそも国家とは何のためにあるものなのか」という問題意識が欠落する、という結果に陥りやすいのである。しかるにスピノザの国家論は、「人間が理性の導きにかない、真に自由にして幸福かつ有徳な、善き生活を送りうるようにすること」のうちに国家の存在目的を見ろという点で、「ユートピア主義」の掲げた理想を堅持しながら、それを実現するための国家の具体的な組織や制度の構想にあたっては、あくまでも現実のあるがままの人間の本性・諸性質を正しく考察・理解し、それに逆らうことのないよう充分に配慮するという、「マキアヴェリズム」の長所を踏襲しているのである。蓋しかかる立場こそは、哲学的国家論に携わる者にとって、実りある成果に至る道を与えうる唯一の基本的立場であると言っても過言ではないであろう。

さらに、上述の点に加えて、スピノザの国家論は、現代世界の多くの諸国家にとって思想的支柱としての役割を果たしているとみられる重要な政治理念の幾つかを先取しており、しかもその上に、現代の諸国家が将来に向かって解決すべき課題として今なお課せられている諸問題の中のあるものについても、その解決の道を示唆していると考えられる。そこで本稿の最後に、スピノザの国家論の持つかかる現代的もしくは将来的意義のうち、とりわけ重要と思われるものを、具体的に指摘してみよう。

(i)本稿第一節において述べたように、スピノザは、すべての人間が本来、自

己の存在に固執すべく努めることや、自己がなそうと欲し、かつなし能うところのことをなすことについて、自然権を有していること、しかもこの自然権は、理性の導きに従う賢い人間にも、欲望や感情に動かされる愚かな人間にも、何らの差別なしに等しく備わっているものであることを主張した。この主張は、近代民主主義思想の不可欠の要素の一つと言うべき、天賦の基本的人權とその平等性・普遍性という思想に対して、哲学的基礎を与えるものであろう。

(ii)さらに、本稿の第三節では、統治権の限界に関するスピノザの主張に論及した。それはすなわち、(a)国家は国民に対して無制限にいかなることでも命じうるわけではなく、国民をして人間としての本性・立場を失わしめるような命令、言い換えれば人間本性の必然的法則に反する命令を、国民に無理やり押しつけることはできない、ということ、(b)それゆえ人間の自然権のかなりの部分は、国家の統治の下でも保持されるということ、(c)もし仮に国家が上述の如き無理強いをあえてするならば、国家は自己に危険と不利益をもたらす統治権を損うという結果を招くことになり、その意味において不正・不法を働くのだということ、これらのことを説くものであった。ところで、この(a)の主張は、疑いもなく国家の専政・虐政への断固たる反対であり、また(b)は、基本的人權の不可侵・不可譲の主張に他ならないであろう。さらに(c)の点に関連して、スピノザが、国民の人間性を蹂躪する専政・虐政の下では、国民が憤激し、一致して国家に敵対するに至ることを、人間本性の上から必然的であるとしたことは、目立たない形においてはああるが、近代民主主義・自由主義の原点とも言うべき抵抗権の説を、一般にその先駆的提唱者と目されるジョン・ロックに先立って唱えたものとみなすことができるであろう。

(iii)また、(ii)の点に関連して注目すべきことは、スピノザが、国家の統治権による強制の及びえない事柄——言い換えれば、それらに関しては報酬・威嚇等の方策によって人を動かすことが原理上不可能であり、それゆえ法的規制は無効であるのみならず、かえって国家自身のために有害であるような事柄——のうちに、思惟・判断・意見およびそれらの公表としての言論、さらには学問や内面の宗教的信仰等が含まれるとしていることである²⁸⁾。思想・信条・言論・学問並びに信教の自由というこの主張は、スピノザの国家論・政治論の最大の

特色の一つであり、かつそれなくしては近代民主主義がただちに死の危険に類するところの命綱である。さらにまたスピノザは、贅沢・奢侈・華美・遊興・飲酒等、風俗と風紀に関する事柄についても、それらが国家権力によって制御されうる性質のものではないこと、それゆえ法的規制の対象とされてはならないことを力説している²⁹⁾。

(iv) しかしながら、かかる諸々の自由のうちでも、とりわけ信教の自由の承認は、ただちに一つの重大な問題を提起せずにはいないであろう。それは、公共の利益・安寧・平和と宗教的信仰との両立如何という問題である。われわれは今日においてもなお、宗教がその名と権威の下に、国の内外の異教徒・異端者に対する憎悪や反感を煽り、差別・迫害や習俗儀礼の押しつけを呼号し、さらには暴力的闘争・攻撃・略奪・殺戮等の蛮行・愚行を容認・教唆もしくは命令し、かくて国家のめざすべき国民の和合と安全が妨げられるのみならず、公共的利益や国際平和も重大な脅威にさらされる、という事態を目のあたりにしている。もし信教の自由が完全に保障されるべきだとすれば、このような場合に国家は、宗教に対していかなる態度をもって臨めばよいのであろうか。

この甚だ困難な問題に対して、スピノザの提出する答えはきわめて明快である。彼の考えにおいては、神とはすなわち自然であり、それゆえ神の真なる認識——それは必然的に神への愛を伴う——とは、人間が理性の導きに従って自然を、すなわち一切の自然物を支配する普遍的自然法則とその一環としての人間自身の本性の諸法則とを、正しく認識することに他ならない。ところでこのことは、本稿第二節において既に述べた理由により、人間をして自己の保存と活動のための最大の能力を得さしめ、かくて最も自由かつ有徳な至福の状態に至らしめる。言いかえれば、神の真なる認識とそこから必然的に生ずる神への愛とは、ただちに人間の最高の自由・徳および至福と一である³⁰⁾。それゆえ、神に対する愛・崇敬および服従を教える宗教のめざすところは、畢竟人間が神とその摂理に、言いかえれば自然とその普遍的法則（人間の本性の諸法則を含む）に、自覚的・能動的に従うことによって、最高の自由・徳・至福に達する、ということである。ただし宗教は、このことをあくまでも、人間の内面的な魂を純真かつ誠実なものにし、これを神への愛と崇敬と服従とに向うようにしむ

けるということを通じて、実現しようとするのである。これに対して、これも本稿第二節において述べたように、国家もまた、人間の最高の自由・徳および至福の実現をその目的としている。ただし国家は宗教と異なり、この目的をめざすにあたって、国民たる人間の外的な行為を、自覚的・能動的であると盲目的・受動的であるとの別なく、一定の方策を用いていわば強制的に理性の導きに一致させることを、いわばその使命としているのである。それゆえ各人は、自由・徳・至福をめざすべく自己の心を励まし高めるにあたっては、宗教の教えを守らねばならないが、自由・徳・至福を実現するために実際に外的行動をなすにあたっては、必ず国家の命令と国法に従わねばならない。言いかえれば、国民は宗教を外的崇敬によって崇めたり、宗教の教えを実行したりする際には、常に国家の命令と国法を遵守し、公共の利益や平和を顧慮しなければならないのである。スピノザが、統治権の保持者は宗教に関する法の解釈者でもあること、宗教の教えの法的効力は統治権の保持者を通じてのみ生ずることを主張し、「神は統治権を保持する者たちを通じてでなければ、人間たちのうちにいかなる特殊的王国も持たない」(『神学・政治論』228頁、229頁)と語るとき、彼の言わんとするところはまさにかかることなのである³¹⁾。それゆえ、一部の国民が自己の信奉する宗教の教えに従うと称して、公共の利益や安寧・平和を蹂躪し、国家の命令や国法に反する行為をなす場合、彼らは全く不当であり、国家は断固としてこれを規制し処罰する権利を有するのであって、かかる規制や処罰は何ら信教の自由の侵害とみなされるべきものではないのである。しかしこれは決して、スピノザが宗教を国家権力に対して劣位においた、ということではない。人間は、統治権の強制によって国家の命令と国法に従っているだけであるかぎり、単に不承不承に行為の外形的結果において徳と幸福に一致しているにすぎず、心の内から進んで徳と幸福を求めるというより完全な状態を実現することが、宗教にその独自の使命として帰せられるからである。それゆえ、国家の権力が及ぶのはあくまでも外的行為の上のみであって、宗教の教えの内容そのものや信仰者の内的信念・言論等の上には決して及ぼされてはならない。言いかえれば、ある宗教の教えのうちに国家の命令や国法に一致しない点があるからといって、それだけでその宗教を禁止・弾圧したり、信仰者を

抑圧・処罰したりするならば、国家は自己の権利を超脱して国民の信仰の自由を侵害することになるのである³²⁾。

このように、スピノザが一方では断固として信仰の自由を擁護しながら、他方では宗教の領分と国政の領分とを画然と区別し、宗教による国権の侵害や国政事項への介入を厳しく排したことは——すなわち政教分離の必要を説いたことは——、今日の世界がなお学ぶべき、スピノザの国家論の現代的・将来的意義の一つであろう³³⁾。

(v)最後に、人類が将来、諸国家間の国際的関係をどのような方向へ進めてゆくべきか、という問題に関して、スピノザの国家論から得られるように思われる重要なヒントについて述べることにしよう。

諸国家間の関係についてのスピノザの基本的な見解は、それが自然状態における人間相互の關係に類比的である、というものである。すなわち、各国家は本来互いに敵対し合う關係にあり、自己の存続と利益のために欲しかつなし能う一切のことを、他の国家に対してなす権利を有するのである。かかる自然状態に身をおくことは、個々の人間にとっては実際上不可能であると考えられた。それは本稿第二節において述べたように、他の人間と結合せず単独で存在する人間の自然的諸能力は、外的諸原因の力に対処して自己の存在を保持するにも、他の人間の妨害・圧迫・脅威に対して常に警戒し自己を防衛するにも、いずれのためにもきわめて不充分であり、かくて各人にとっては、国家に自己の自然権の一部を委譲し服従して他の人間との結合を確保する方が、自己の全自然権を自己に保留するよりも、自己の存在の保持と活動力の増大のためにはるかに有利だからである。しかしスピノザの考えによれば、このことは国家については妥当しない。なぜなら、国家は国民相互の協力と協働により、外的自然原因を克服して自己の存在を保持する力や、他の国家による妨害・圧迫・脅威から自己を防衛する力を、充分に身に備えているからである³⁴⁾。

しかしながら、われわれはスピノザのこの見解を、そのまま現代世界の諸国家の国際關係にあてはめることはできないであろう。なぜなら現代世界は、産業・交通・情報通信等の高度の発達によって地球上のすべての国家が密接な相互影響關係の下におかれ、諸国家の利害がきわめて複雑にからみ合い、しかも

各国家が恐るべき破壊力を持った近代兵器を保有するに至るなど、スピノザの当時とは著しく異なった状況の下にあるからである。かかる状況下で、各国家が自己の全自然権を³³⁾生のまま保持し続け、実力の許す限り欲するままの行動を他国に対してとるということが、各国家の存在の保持と活動力の増大のために決して有利でないということは、火を見るより明らかであろう。

それゆえわれわれは、諸国家間の関係に関するスピノザの主張の中でも、上述の基本的見解とは別の点に注目すべきであろう。それは、(a)複数の国家が盟約によって互いに一致結合し援助し合う場合、それらの国家は各々単独で存在する場合よりも強力となり、一層多くの権利を有すること、(b)かかる結合は、当該諸国家間の紛争について意見の一致が得られなければ崩壊し、諸国家は自然状態、言いかえれば戦争状態に立ちもどること、(c)しかしかかる結合に加わる国家が多くなればなるほど、各国家は自己の権利よりも盟約諸国家の共同的権利の下に多く置かれ、各国家には戦争をなす力がそれだけ少なくなり、戦争の危険が減少すること、等の諸点である³⁵⁾。われわれはこれらの諸点から、必然的に次のような結論へと達することができる。——すなわち、もし地球上のあらゆる国家が相互に盟約による一致・結合の関係に入るならば、各国家は最もよく盟約諸国家の共同的権利の下に置かれ、その結果、各国家は自己の自然権すなわち国家主権の一部——たとえば他国との紛争に関する裁決権や、他国と共同の諸問題についての決定権など——を、全国家の共同的な権利と力とに立脚する上位の権威に委譲し、かくして相互の和合的結合を維持するという、いわば一国家内の人間同士と同じ関係に入ることによって、戦争の恐怖から解放され、自己を安全裡に保存するための實際上最大の力と権利を有することになるであろう、ということである³⁶⁾。

さて、諸国家同士の盟約による結合を通じての各国家の自己保存の権利の拡大というこの考えは、現代の世界において、多数国家の集団安全保障という形で部分的に実行に移されている。しかしそれは、利害や政治体制・イデオロギー等において比較的に一致の得られやすい諸国家同士から成る複数の相互敵対的国家集団への結合であって、地球上の全国家による普遍的・全般的結合にはほど遠いものである。そしてこの中途半端な安易な結合からは、各々の国家集

団相互の紛争に関しては生^{なま}の実力と自然権に訴える以外に有効な解決手段が存在しないばかりか、集団化による当事国の増大と戦力の拡大のために、ひとたび衝突に至った場合の被害の範囲と規模は、単独の国家同士の戦争とは比較を絶するほど甚大なものにならざるをえない、という状況が生まれているのである。諸国家が今後、かかる部分的結合による敵対的集団安全保障体制を脱し、普遍的結合による全般的集団安全保障体制の確立へと進みうるか否かということが、人類の将来の明暗を分ける最大の鍵に他ならないことを、スピノザは三百年の時を超えて、われわれに示唆し続けている、と言ってはならないであろうか³⁷⁾。

〔註〕

- 1) 『エチカ』第一部定義 1・3・4・5・6, 定理 6・7・8・11・12・13・14・15, 定理 13 の系, 定理 14 の系 1・2 参照。
- 2) 『エチカ』第一部定理 16・17・26・29, 定理 17 の系 1・2 と備考, 定理 29 の備考参照。
- 3) 『エチカ』第一部定理 33, 定理 17 の備考, 『国家論』第二章 § 2・3 参照。
- 4) 『エチカ』第三部定理 6 の証明, 『神学・政治論』 15・45~46・68~69・85~86・88~89・96・189 の各頁参照。(『神学・政治論』の頁数は, Spinoza Opera, III, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften, hrsg. von Carl Gebhardt, 1924 の外側の, すなわち序文から通しの頁数に従う。)
- 5) 『エチカ』第三部定理 1・6・7・9, 定理 9 の備考, 第四部定理 2・5・6・7, 定理 4 の系参照。
- 6) 『エチカ』第三部定理 31・32 の各備考, 定理 40 の系 2 と備考, 第四部定理 9・60, 定理 60・62 の各備考, 付録 13, 『神学・政治論』 73・193・203 の各頁, 『国家論』第一章 § 5 参照。
- 7) 『エチカ』第三部序文, 『神学・政治論』 45~46 頁, 『国家論』第二章 § 22 参照。
- 8) 『エチカ』第四部定理 1~18・定理 37 の備考 2, 付録 8, 『神学・政治論』 189~191・229 の各頁, 『国家論』第一章 § 4, 第二章 § 3・4・5・8・18 参照。
- 9) 『エチカ』第三部序文, 『国家論』第一章 § 1, 第二章 § 6 参照。
- 10) 『エチカ』第四部定理 40, 付録 12・14, 『国家論』第一章 § 3・7, 第六章 § 1 参照。
- 11) 『エチカ』第三部定理 6~13, 定理 13 の系と備考, 第四部定義 8, 定理 20・21・22, 定理 22 の系, 定理 18 の備考, 『神学・政治論』 189 頁, 『国家論』第二章 § 7・8, 第三章 § 18 参照。
- 12) 『エチカ』第四部定理 24 とその証明, 定理 68 の証明, 定理 35 の系 2, 定理 18・

- 66の各備考，付録4，第五部定理42，『神学・政治論』191頁，『国家論』第二章§11・20，第五章§1参照。
- 13) 『エチカ』第四部定理9・60・65・66，定理65・66の各系，定理60・62の各備考，『神学・政治論』73頁参照。
- 14) 『エチカ』第四部定理73，定理37の備考2，『神学・政治論』73～74・191・240～241の各頁，『国家論』第二部§21参照。
- 15) 『エチカ』第四部定理3・32・33・34，定理37の備考2，『神学・政治論』191頁，『国家論』第二章§9・14・15，第三章§11，第八章§12参照。
- 16) 『エチカ』第四部定理18の備考，定理35の系2と備考，付録7，『神学・政治論』46～47・48・57・59・240～241の各頁，『国家論』第二章§13・15，第三章§6，第五章§2，第六章§1参照。
- 17) 『エチカ』第四部定理40，定理35の系1，定理18の備考，付録9・12・14参照。
- 18) 『エチカ』第四部定理37の備考2，『神学・政治論』11・193～194・195・241の各頁，『国家論』第二章§16・17，第三章§2・3・4・5，第四章§1参照。
- 19) 『国家論』第一章§2・4・5・7参照。
- 20) 『エチカ』第四部定理37の備考2，『神学・政治論』58～59・73～74・174・191～193の各頁，『国家論』第一章§2，第四章§4，第六章§1，第七章§27，第八章§19参照。
- 21) 『神学・政治論』201～202頁，『国家論』第三章§2参照。
- 22) 『神学・政治論』11・194・201・203・240の各頁，『国家論』第三章§3・8，第四章§4，第七章§25参照。
- 23) 『神学・政治論』199・240の各頁，『国家論』第三章§9，第四章§4，第五章§6参照。
- 24) 『神学・政治論』203頁，『国家論』第一章§2・4・7，第三章§8，第五章§2，第六章§1，第八章§24，第十章§9参照。
- 25) 『国家論』第三章§7，第四章§4，第五章§1参照。
- 26) 『国家論』第一章§1・5・6，第十章§9参照。
- 27) 『神学・政治論』203頁，『国家論』第一章§2・4・6，第三章§18，第六章§3，第七章§2，第八章§24参照。
- 28) 『神学・政治論』7・11～12・116～117・225～226・239～247の各頁，『国家論』第三章§10，第六章§40，第七章§26参照。
- 29) 『神学・政治論』243頁，『国家論』第十章§5参照。
- 30) 『エチカ』第四部定理28，付録4，第五部定理6・15・24・25・30・42，定理27の証明，定理3・32の各系，定理4・31・36の各備考，『神学・政治論』59～60・84～86の各頁参照。
- 31) 『神学・政治論』11～12・76・199～200・226・228～229・230・231～233・234～235・236・241～242・247の各頁，『国家論』第三章§10参照。

- 32) 『神学・政治論』226・229・247の各頁, 『国家論』第三章§10, 第六章§40, 第七章§26参照。
- 33) 『神学・政治論』7・222~224・225・228・234・247の各頁参照。
- 34) 『国家論』第三章§11・13・14・17参照。
- 35) 『国家論』第三章§12・13・15・16参照。
- 36) cf. S. Hampshire: *Spinoza*, Penguin Books, Middlesex, 1951, p.187~188.
- 37) 「敵対的集団安全保障」および「全般的集団安全保障」という概念については, 上山春平「非武装自衛は空論か」(「中央公論」1980年9月号所収)を参照されたい。

(ほんだ ひろし)